		日	号外	ページ
二四	職業実践専門課程の名称に変更があった件	二五	40	二九
二五	専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件	二五	40	三〇
二六	学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示	二六		四
二七	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	二七		六
二八	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示	二七	42	五四
二九	学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示	二七	42	五四
	○文　化　庁			
二	著作者の実名登録の件	六	28	二四
三	名勝の権限委譲の区域を指定する件	二〇	37	三八
	○厚生労働省			
一九	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件	四特5		一

		日	号外	ページ
二〇	労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件	一二		九
二一	介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十七年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件	一二		九
二二	介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件	一二	31	四
二三	飲食店営業（めん類）の振興指針の全部を改正する件	一二	31	四
二四	旅館業の振興指針の全部を改正する件	一二	31	一一
二五	浴場業の振興指針の全部を改正する件	一二	31	一八
二六	健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額	一七		三
二七	健康保険法施行規則附則第一条の五の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額	一七		三
二八	健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率	一七		三

		日	号外	ページ
二九	健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率	一七		三
三〇	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	二〇	37	三九
三一	国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件	二三	38	二
三二	使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	二三	38	一三
三三	厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件	二三	38	一四
三四	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件	二三	38	一四
三五	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	二五		三
三六	厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件	二七		六

		日	号外	ページ
三七	船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の災害保健福祉保険料率及び全国健康保険協会が定める期間の変更について認可した件	二七		六
三八	健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件	二七		六
三九	日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件	二七		六
四〇	厚生労働大臣が定める手数料の金額の一部を改正する件	二七		七
四一	平成二十七年度技能検定実施計画を定める件	二七	43	一七
四二	国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針	二七	43	二四
	○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省			
一	利根導水路大規模地震対策事業に関する事業実施計画を認可した件	二六		五
	○農林水産省			
二三―二三八	保安林の指定をする件	二		三
二三九	保安林の指定を解除する件	二		五
二四〇―二四六	保安林の指定施業要件を変更する件	三		三